

「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（仮称）」

— 中間案 —

1 条例制定の目的

この条例は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機としてエネルギーの需給構造が変化する中で、原子力に依存しない安全で安定したエネルギーを確保していくうえで再生可能エネルギーが重要な役割を果たし、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の基本となる事項を定め、計画的かつ総合的に施策を推進することにより、府、府民、事業者その他多様な主体による再生可能エネルギーの導入等の取組を促し、もって、地域経済の発展及び地球温暖化対策の推進を図るとともに持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。

2 条例の主な内容

■ 定義について

- (1)再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど永続的に利用できる再生可能なエネルギー源を利用したエネルギーをいう。
- (2)再生可能エネルギーの導入等 再生可能エネルギーを得るために必要な設備の整備を行い、当該エネルギーを利用することをいう。

■ 府の責務について

- (1)再生可能エネルギーの導入等の促進等に関する目標の設定及びそれを実現するための総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- (2)府の事務・事業の執行及び施設の運営・整備に当たっての率先的な導入等
- (3)府民、事業者及びNPOその他民間団体が行う再生可能エネルギーの導入等を促進するために必要な措置

■ 府民の役割について

- (1)日常生活において、再生可能エネルギーについて理解を深め、その導入等に積極的に努めること
- (2)府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力

■ 事業者の役割について

- (1)事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、事業形態に応じた再生可能エネルギーの導入等に努めること
- (2)府が実施する再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策への協力
- (3)電気事業者は、府、市町村、府民、事業者及びNPO等が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための施策、事業又は活動に対する必要な情報提供、助言等を行うよう努めること

■ NPO等の役割について

再生可能エネルギーの導入等に関する府民の理解を広げるための啓発活動を推進するとともに、広く府民が参画できる取組を推進するよう努めること

■ 基本方針について

- (1) 再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、エネルギー使用の節約及び効率化を促進することにより府内のエネルギー自給率を向上させること
- (2) 再生可能エネルギーの導入等を促進することにより災害時等非常時に利用可能な自立分散型エネルギーの確保を図ること
- (3) 再生可能エネルギーの導入等によって生み出される利益が地域に享受され、利益が地域内で循環するなど、地域の活性化に寄与する仕組みを構築すること
- (4) 再生可能エネルギーの導入等を促進するに当たっては、地域の未利用資源、人材及び産業技術等の活用を図ること
- (5) 再生可能エネルギーの種類ごとの特性及び地域の自然、社会状況を踏まえるとともに、府民の多様な生活様式に応じた再生可能エネルギーの導入等を進めること
- (6) 国内外におけるエネルギーを巡る諸情勢を見極めながら、変化に柔軟に対応して、再生可能エネルギーの導入等を促進すること
- (7) 府、市町村、府民、事業者、NPO等、大学その他多様な主体の相互連携を図りながら協働して再生可能エネルギーの導入等を促進する取組を進めること

■ 建築物に係る再生可能エネルギーの導入等について

建築物（京都府地球温暖化対策条例に定める特定建築物を除く。）を新築、改築、増築又は移転する者の努力義務等

- ・ 建築主 再生可能エネルギーの導入等について検討するよう努めること
- ・ 設計者及び工事施工者 建築主が再生可能エネルギーの導入等について検討が行えるよう、必要な情報の提供及び助言を行うこと

■ 関連産業の振興について

府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する産業の育成及び振興を図るため、事業者が行う再生可能エネルギーの導入等の促進のための事業活動に対して、必要な支援を行う。

■ 研究開発の推進について

府は、事業者及び大学等の研究機関と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に関連する技術の研究開発及びその成果の普及を図る。

■ 府民啓発及び環境学習の推進について

- (1) 府は、府民、事業者等が再生可能エネルギーの導入等の必要性についての理解を深めるため、エネルギーに関する学習の推進や知識の普及啓発を行う。
- (2) 府は、再生可能エネルギーの導入等の促進に特に功績があったと認められるものを顕彰する。

■ 公表・評価について

- (1) 府は、施策の実施状況について定期的に評価を行い公表する。
- (2) 府は、評価と技術開発の向上及び社会情勢等の変化を踏まえ施策を見直す。